



発行 新潟県

第 101 号

令和3年12月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

57 新潟県財務規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 1402 県税の収納事務の委託（税務課）
- 1403 指定管理者の指定（障害福祉課）
- 1404 新潟県起業化支援・交流拠点施設における指定管理者の指定（産業政策課）
- 1405 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1406 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1407 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1408 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1409 保安林の指定解除（治山課）
- 1410 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1411 公共測量の終了通知（監理課）
- 1412 公共測量の終了通知（監理課）
- 1413 建設業法による営業の停止（監理課）
- 1414 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

- 決算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局管理規程

11 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局経営企画課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 16 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 17 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく令和4年増殖計画（内水面漁場管理委員会）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第57号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(指定納付受託者の指定) 第104条の2 部局長は当該部局に属する歳入(歳入歳出外現金を含む。以下この条において「歳入等」という。)について、 <u>出納局長は2以上の部局に属する歳入等について指定納付受託者の指定をすることができる。</u>		(指定代理納付者の指定) 第104条の2 部局長は、当該部局に属する歳入について、 <u>指定代理納付者の指定をすることができる。</u> <u>2 部局長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示し、かつ、公表する手続をとらなければならない。</u>	
別表第7 （第21条関係）		別表第7 （第21条関係）	
合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方	合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方
(略)		(略)	
2 <u>指定納付受託者の指定をするこ</u> と。	(略)	2 <u>指定代理納付者の指定をするこ</u> と。	(略)
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。



◎新潟県告示第1402号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 委託を受けた者

- (1) 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
株式会社電算システム
- (2) 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- (3) 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
- (4) 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート

- (5) 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
山崎製パン株式会社
- (6) 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ミニストップ株式会社
- (7) 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
- (8) 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート
- (9) 東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
- (10) 東京都品川区西品川1丁目1番1号
LINE Pay株式会社
- (11) 東京都千代田区紀尾井町1番3号
PayPay株式会社

2 委託に係る徴収金

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項に規定する事業税、不動産取得税、自動車税等に係る徴収金

3 委託の期間

- (1) 上記1(1)から(3)まで及び(5)から(9)まで
令和3年12月28日から令和5年12月31日まで
- (2) 上記1(4)、(10)及び(11)
令和3年12月28日から令和5年3月31日まで

◎新潟県告示第1403号

地方自治法（平成22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県新星学園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
佐渡市栗野江1810番地21
社会福祉法人しあわせ福祉会
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和3年12月21日

◎新潟県告示第1404号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県起業化支援・交流拠点施設
 - 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区万代島5番1号
公益財団法人にいがた産業創造機構
 - 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
 - 4 指定年月日
令和3年12月21日
-

◎新潟県告示第1405号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	34者	村上田島2915番1ほか309筆 50.6ha
関川村	5者	土沢2811番ほか56筆 5.4ha
新発田市	66者	小舟町1丁目576番ほか851筆 74.1ha
阿賀野市	110者	福永前田647番1ほか1318筆 135.7ha
胎内市	8者	関沢桜田586番1ほか54筆 8.3ha
聖籠町	53者	諏訪山鷺山辺2075番2ほか375筆 31.3ha
新潟市	73者	北区大月真那板倉甲361番ほか1073筆 141.2ha
五泉市	2者	今泉ソフタ394番1ほか2筆 0.2ha
三条市	25者	大宮新田大潟886番ほか431筆 44.5ha
燕市	16者	東太田上枯木7218番1ほか159筆 18.6ha
加茂市	7者	加茂丸潟2990番1ほか178筆 30.0ha
田上町	6者	田上与五右エ門通へい2039番1ほか70筆 7.1ha
弥彦村	1者	麓村新田鴈潟42番 0.1ha
長岡市	2者	寺宝町前田（土地改良）825番1ほか2筆 0.4ha
見附市	6者	椿澤町宮田1540番ほか41筆 13.1ha
小千谷市	1者	小千谷田島1357番ほか10筆 1.9ha
魚沼市	22者	干溝山畑1341番ほか180筆 12.0ha
南魚沼市	1者	舞台家之下31番4ほか87筆 8.2ha
十日町市	1者	大黒沢2023番ほか8筆 1.0ha
津南町	1者	下船渡甲2291番ほか38筆 5.8ha
上越市	38者	下箱井西川原168番1ほか357筆 48.4ha
妙高市	1者	谷内林新田道端265番ほか16筆 2.8ha
佐渡市	29者	上横山西606番ほか133筆 26.6ha
合計	508者	5,771筆 667.3ha

2 認可年月日

令和3年12月28日

◎新潟県告示第1406号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

阿賀野川漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町石間3881-4）、東蒲原郡漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町津川466-1）、新潟市大形地区漁業協同組合（新潟市中央区西堀通4番町259-58）、松浜内水面漁業協同組合（新潟市北区松浜7丁目3641）

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第11条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 阿賀町新谷川沿釣場</p> <p>(2) 区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平(新谷地内)新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの1,100mの区域</p> <p>(3) 期間 <u>2022年1月1日から2022年12月31日までの期間</u></p> <p>(4) 濃密放流する魚種 いwana、やまめ、にじます</p> <p>(5) 漁具・漁法 釣竿</p> <p>(6) 遊漁料 2,000円</p>	<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第11条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 阿賀町新谷川沿釣場</p> <p>(2) 区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平(新谷地内)新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの1,100mの区域</p> <p>(3) 期間 <u>2021年1月1日から2021年12月31日までの期間</u></p> <p>(4) 濃密放流する魚種 いwana、やまめ、にじます</p> <p>(5) 漁具・漁法 釣竿</p> <p>(6) 遊漁料 2,000円</p>

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4年1月1日

◎新潟県告示第1407号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
五十嵐川漁業協同組合(三条市高岡651)
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「変更部分」という。)に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「変更後部分」という。)が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第12条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク</p> <p>(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</p> <p>(3) 期間 <u>令和4年1月1日から令和4年12月31日まで</u></p> <p>(4) 濃密放流する魚種 ヤマメ、イワナ</p> <p>(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ</p> <p>(6) 料金 日券 2,000 円 年券 10,000 円</p>	<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第12条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク</p> <p>(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</p> <p>(3) 期間 <u>令和3年1月1日から令和3年12月31日まで</u></p> <p>(4) 濃密放流する魚種 ヤマメ、イワナ</p> <p>(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ</p> <p>(6) 料金 日券 2,000 円 年券 10,000 円</p>

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4年1月1日

◎新潟県告示第1408号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合(糸魚川市須沢中脇2426)
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「変更部分」という。)に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「変更後部分」という。)が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第8条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>ア 名称 ヒスイ峡フィッシングパーク</p> <p>イ 開設の場所 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域</p> <p>ウ 開設の期間 始期：令和4年1月1日 終期：令和4年12月31日</p> <p>エ 濃密放流 いwana、やまめ、にじますをする魚種</p> <p>オ 漁具・漁法 釣竿</p> <p>附則 <u>この規則の変更は、令和4年1月1日から施行する。</u> <u>(行政庁の認可日 令和3年12月28日)</u></p>	<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第8条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>ア 名称 ヒスイ峡フィッシングパーク</p> <p>イ 開設の場所 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域</p> <p>ウ 開設の期間 始期：令和3年1月1日 終期：令和3年12月31日</p> <p>エ 濃密放流 いwana、やまめ、にじますをする魚種</p> <p>オ 漁具・漁法 釣竿</p> <p>附則 <u>この規則の変更は、令和3年3月25日(行政庁の認可の日)から施行する。</u></p>

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4年1月1日

◎新潟県告示第1409号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和3年12月28日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県糸魚川市大字徳合字山ノ川向7443の1・7444の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県糸魚川地域振興局農林振興部及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1410号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営塩殿地区区画整理・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月28日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和4年1月4日から令和4年2月1日まで
- 3 縦覧に供する場所
小千谷市役所
- 4 その他
(1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1411号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和3年3月24日から令和3年11月30日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西区明田～保古野木地内

◎新潟県告示第1412号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間 令和3年10月27日から令和3年11月30日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村大字中東地先

◎新潟県告示第1413号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和3年12月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社タハラ 代表取締役 田原 信隆
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県上越市有間川323番地
- 4 許可番号 新潟県知事(般-29)第10152号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業のうち、公共工事に係るもの
 - (2) 停止を命ずる期間 令和4年1月5日から令和4年2月3日までの30日間
- 6 処分の原因となった事実

株式会社タハラは、平成30年5月31日(第67期)、令和2年5月31日(第69期)を審査基準日とする経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に、完成工事高を水増しした虚偽の内容を記載して申請を行うとともに、第67期については、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行った。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

◎新潟県告示第1414号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（レベル2500 修正数値地形図作成）
- 2 作業期間 令和3年11月17日から令和4年3月15日まで
- 3 作業地域 新潟市内（南区・西区の一部）

公 告

決算の公表について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和2年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び令和2年度新潟県債管理特別会計ほか12特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 令和2年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

令和2年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県税	257,752,000,000	258,145,145,526	393,145,526
第1項 県民税	66,407,000,000	66,697,485,715	290,485,715
第2項 事業税	57,702,000,000	57,770,677,603	68,677,603
第3項 地方消費税	65,879,000,000	65,879,041,212	41,212
第4項 不動産取得税	4,727,000,000	4,748,638,546	21,638,546
第5項 県たばこ税	2,225,000,000	2,224,626,091	△ 373,909
第6項 ゴルフ場利用税	459,000,000	460,081,300	1,081,300
第7項 軽油引取税	22,750,000,000	22,749,859,723	△ 140,277
第8項 自動車税	32,658,000,000	32,671,442,558	13,442,558
第9項 鉱区税	33,000,000	32,827,400	△ 172,600
第10項 狩猟税	12,000,000	11,545,900	△ 454,100
第11項 核燃料税	4,713,000,000	4,712,634,400	△ 365,600
第12項 産業廃棄物税	163,000,000	162,728,413	△ 271,587
第13項 旧法による税	24,000,000	23,556,665	△ 443,335
第2款 地方消費税清算金	100,677,000,000	100,676,742,971	△ 257,029
第1項 地方消費税清算金	100,677,000,000	100,676,742,971	△ 257,029
第3款 地方譲与税	36,975,684,000	36,975,684,015	15
第1項 特別法人事業譲与税	32,793,787,000	32,793,787,000	
第2項 地方揮発油譲与税	3,713,121,000	3,713,121,000	
第3項 石油ガス譲与税	151,120,000	151,120,000	
第4項 自動車重量譲与税	210,626,000	210,626,000	
第5項 森林環境譲与税	106,342,000	106,342,000	
第6項 航空機燃料譲与税	688,000	688,000	
第7項 地方道路譲与税		15	15
第4款 地方特例交付金	1,274,454,000	1,274,454,000	
第1項 地方特例交付金	1,274,454,000	1,274,454,000	
第5款 地方交付税	244,771,224,000	244,771,224,000	
第1項 地方交付税	244,771,224,000	244,771,224,000	
第6款 交通安全対策特別交付金	425,470,000	425,470,000	
第1項 交通安全対策特別交付金	425,470,000	425,470,000	
第7款 分担金及び負担金	9,229,760,000	6,202,965,844	△ 3,026,794,156
第1項 分担金	2,844,880,000	1,825,136,695	△ 1,019,743,305
第2項 負担金	6,384,880,000	4,377,829,149	△ 2,007,050,851
第8款 使用料及び手数料	14,104,056,000	14,325,358,264	221,302,264
第1項 使用料	10,333,620,000	10,704,369,547	370,749,547
第2項 手数料	3,770,436,000	3,620,988,717	△ 149,447,283
第9款 国庫支出金	281,367,894,000	216,383,652,096	△ 64,984,241,904
第1項 国庫負担金	28,034,944,000	27,798,272,103	△ 236,671,897
第2項 国庫補助金	250,959,918,000	186,348,408,673	△ 64,611,509,327
第3項 委託金	2,373,032,000	2,236,971,320	△ 136,060,680
第10款 財産収入	1,845,869,000	1,859,357,094	13,488,094
第1項 財産運用収入	648,389,000	629,640,695	△ 18,748,305
第2項 財産売却収入	1,197,480,000	1,229,716,399	32,236,399
第11款 寄附金	1,277,979,000	1,289,201,222	11,222,222
第1項 寄附金	1,277,979,000	1,289,201,222	11,222,222
第12款 繰入金	20,255,840,000	19,221,297,091	△ 1,034,542,909
第1項 特別会計繰入金	3,497,224,000	3,493,949,492	△ 3,274,508
第2項 基金繰入金	16,758,616,000	15,727,347,599	△ 1,031,268,401
第13款 諸収入	177,045,947,000	176,515,040,672	△ 530,906,328
第1項 延滞金加算金及び過料等	191,774,000	188,624,218	△ 3,149,782
第2項 利子収入	7,826,000	7,827,443	1,443
第3項 公営企業貸付金収入	15,663,396,000	15,663,396,000	
第4項 貸付金収入	148,537,430,000	148,508,767,842	△ 28,662,158
第5項 受託事業収入	4,902,091,000	3,869,751,518	△ 1,032,339,482
第6項 収益事業収入	2,585,854,000	3,238,528,846	652,674,846
第7項 利子割精算金収入			
第8項 雑入	5,157,576,000	5,038,144,805	△ 119,431,195
第14款 県債	332,730,000,000	290,537,000,000	△ 42,193,000,000
第1項 県債	332,730,000,000	290,537,000,000	△ 42,193,000,000
第15款 繰越金	9,193,423,000	9,193,423,520	520
第1項 繰越金	9,193,423,000	9,193,423,520	520
歳入合計	1,488,926,600,000	1,377,796,016,315	△ 111,130,583,685

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 議会費	1,290,582,000	1,278,228,051		12,353,949
第1項 議会費	1,290,582,000	1,278,228,051		12,353,949
第2款 総務費	34,661,339,000	32,277,700,323	2,001,854,000	381,784,677
第1項 政策費	6,536,082,000	5,660,426,282	721,741,000	153,914,718
第2項 総務管理費	18,062,853,000	16,659,008,794	1,265,713,000	138,131,206
第3項 統計調査費	1,375,463,000	1,318,770,977		56,692,023
第4項 徴税費	7,262,419,000	7,237,181,013		25,237,987
第5項 市町村振興費	976,024,000	959,597,844	14,400,000	2,026,156
第6項 選挙費	51,049,000	50,719,798		329,202
第7項 人事委員会費	147,571,000	145,068,259		2,502,741
第8項 監査委員費	249,878,000	246,927,356		2,950,644
第3款 県民生活・環境費	11,903,420,000	8,917,712,768	2,540,964,000	444,743,232
第1項 県民生活管理費	5,903,651,130	4,127,676,434	1,601,374,000	174,600,696
第2項 防災費	4,337,064,000	3,319,557,730	835,408,000	182,098,270
第3項 環境企画費	655,291,870	531,760,441	102,182,000	21,349,429
第4項 環境対策費	309,300,000	282,143,956	2,000,000	25,156,044
第5項 廃棄物対策費	698,113,000	656,574,207		41,538,793
第4款 福祉保健費	216,438,117,000	205,368,940,133	1,811,551,000	9,257,625,867
第1項 福祉保健費	24,699,611,141	23,072,467,768	368,327,000	1,258,816,373
第2項 国保・福祉指導費	43,662,901,000	43,657,106,889		5,794,111
第3項 医務薬事費	20,942,040,204	19,583,870,622	232,329,000	1,125,840,582
第4項 医師・看護職員確保対策費	1,672,554,041	1,552,737,519		119,816,522
第5項 高齢福祉保健費	47,802,030,000	46,453,662,684	500,854,000	847,513,316
第6項 健康対策費	27,030,025,614	21,734,770,257	93,498,000	5,201,757,357
第7項 生活衛生費	3,330,252,000	3,283,940,714	10,708,000	35,603,286
第8項 障害福祉費	23,467,373,000	22,571,062,308	571,143,000	325,167,692
第9項 子ども家庭費	23,831,330,000	23,459,321,372	34,692,000	337,316,628
第5款 労働費	2,476,684,000	2,108,152,237	29,155,000	339,376,763
第1項 労働委員会費	123,247,000	121,840,863		1,406,137
第2項 しごと定住促進費	710,052,000	540,133,165		169,918,835
第3項 職業能力開発費	1,643,385,000	1,446,178,209	29,155,000	168,051,791
第6款 産業費	180,292,620,000	170,404,270,383	8,228,074,000	1,660,275,617
第1項 産業政策費	5,837,505,000	5,474,820,317	37,569,000	325,115,683
第2項 創業・経営支援費	155,827,360,000	150,464,585,890	4,542,434,000	820,340,110
第3項 産業振興費	2,050,608,000	1,914,357,154	96,171,000	40,079,846
第4項 商業・地場産業振興費	194,025,000	146,848,432	6,000,000	41,176,568
第5項 産業立地費	13,165,967,000	10,057,864,687	2,754,150,000	353,952,313
第6項 観光費	3,217,155,000	2,345,793,903	791,750,000	79,611,097
第7款 農林水産業費	124,037,300,000	87,294,341,523	36,057,167,000	685,791,477
第1項 農業総務費	3,476,996,000	3,424,318,920		52,677,080
第2項 地域農政推進費	6,873,705,000	5,485,915,236	1,175,132,000	212,657,764
第3項 農産園芸費	2,417,876,000	1,405,606,840	951,268,000	61,001,160
第4項 経営普及費	3,251,864,000	3,197,511,508	20,000,000	34,352,492
第5項 食品・流通費	451,543,000	349,518,642	69,163,000	32,861,358
第6項 畜産業費	1,062,916,000	1,011,842,198	8,200,000	42,873,802
第7項 水産業費	5,889,142,000	4,287,106,494	1,521,780,000	80,255,506
第8項 林業費	18,333,947,000	13,603,756,148	4,669,886,000	60,304,852
第9項 農地管理費	5,931,498,000	5,410,704,627	498,330,000	22,463,373
第10項 農地盤整備費	74,892,519,000	47,782,339,621	27,025,366,000	84,813,379
第11項 農地計画費	1,455,294,000	1,335,721,289	118,042,000	1,530,711
第8款 土木費	226,039,026,000	175,821,196,030	49,067,920,000	1,149,909,970
第1項 土木管理費	11,809,720,000	10,988,349,339	696,538,000	124,832,661
第2項 道路橋りょう費	101,542,605,000	79,245,716,890	22,123,848,000	173,040,110
第3項 河川海岸費	55,200,880,000	40,004,571,548	14,915,644,000	280,664,452
第4項 砂防費	18,909,389,000	14,051,362,030	4,623,196,000	234,830,970
第5項 都市計画費	9,745,616,000	7,614,677,715	2,111,996,000	18,942,285
第6項 建築費	11,121,435,000	10,120,333,119	979,614,000	21,487,881
第7項 交通政策費	3,573,814,000	3,195,102,256	337,497,000	41,214,744
第8項 港湾振興費	597,173,000	453,213,676	36,537,000	107,422,324
第9項 港湾費	12,742,681,000	9,436,162,459	3,212,568,000	93,950,541
第10項 空港費	795,713,000	711,706,998	30,482,000	53,524,002
第9款 警察費	51,245,951,000	50,578,087,809	425,853,000	242,010,191
第1項 警察管理費	47,283,931,000	46,732,609,257	380,484,000	170,837,743
第2項 警察行政費	3,962,020,000	3,845,478,552	45,369,000	71,172,448

第10款	教育費	179,957,010,000	171,339,980,928	6,988,142,000	1,628,887,072
第1項	教育総務費	10,945,957,000	9,373,201,389	740,223,000	832,532,611
第2項	小中学校費	83,024,987,000	82,912,443,781	10,398,000	102,145,219
第3項	高等学校費	49,556,458,000	46,423,979,582	2,945,610,000	186,868,418
第4項	特別支援学校費	21,777,368,000	19,105,786,624	2,477,758,000	193,823,376
第5項	生徒指導費	369,701,000	333,651,770		36,049,230
第6項	生涯学習推進費	379,232,000	351,570,421	7,971,000	19,690,579
第7項	文化行政費	492,239,000	465,540,880		26,698,120
第8項	保健体育費	416,935,000	349,958,975		66,976,025
第9項	私学教育振興費	10,732,992,000	10,216,146,701	360,000,000	156,845,299
第10項	大学費	2,261,141,000	1,807,700,805	446,182,000	7,258,195
第11款	災害復旧費	18,588,918,000	13,668,741,078	4,606,765,000	313,411,922
第1項	農林水産施設災害復旧費	4,180,183,000	3,100,836,648	1,070,477,000	8,869,352
第2項	土木施設災害復旧費	14,311,224,000	10,476,818,482	3,536,288,000	298,117,518
第3項	県民生活施設災害復旧費	97,511,000	91,085,948		6,425,052
第12款	県債費	296,409,433,000	296,409,423,946		9,054
第1項	県債費	296,409,433,000	296,409,423,946		9,054
第13款	諸支出金	145,531,095,000	145,480,738,835		50,356,165
第1項	公営企業貸付金	15,663,396,000	15,663,396,000		
第2項	雑支出	2,573,493,000	2,526,294,438		47,198,562
第3項	地方消費税清算金	65,109,768,000	65,109,767,971		29
第4項	利子割交付金	224,023,000	224,023,000		
第5項	配当割交付金	1,007,848,000	1,007,848,000		
第6項	株式等譲渡所得割交付金	1,121,875,000	1,121,875,000		
第7項	分離課税所得割交付金	125,333,000	122,178,000		3,155,000
第8項	法人事業税交付金	2,602,730,000	2,602,730,000		
第9項	地方消費税交付金	50,947,022,000	50,947,022,000		
第10項	ゴルフ場利用税交付金	312,902,000	312,901,844		156
第11項	環境性能割交付金	690,201,000	690,200,828		172
第12項	軽油引取税交付金	5,152,502,000	5,152,501,748		252
第13項	利子割精算金	2,000	6		1,994
第14款	予備費	55,105,000			55,105,000
第1項	予備費	55,105,000			55,105,000
	歳出合計	1,488,926,600,000	1,360,947,514,044	111,757,445,000	16,221,640,956

歳入歳出差引残額

16,848,502,271円

令和2年度新潟県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	213,952,654,000	213,952,653,098	△ 902
第1項 繰入金	213,952,654,000	213,952,653,098	△ 902
歳入合計	213,952,654,000	213,952,653,098	△ 902

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県債費	213,952,654,000	213,952,653,098		902
第1項 県債費	213,952,654,000	213,952,653,098		902
歳出合計	213,952,654,000	213,952,653,098		902

歳入歳出差引残額 0円

令和2年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	535,794,000	2,809,205,342	2,273,411,342
第1項 諸収入	292,507,000	1,089,167,124	796,660,124
第2項 繰越金	243,287,000	1,720,038,218	1,476,751,218
歳入合計	535,794,000	2,809,205,342	2,273,411,342

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	535,794,000	404,894,224		130,899,776
第1項 貸付事業費	243,287,000	122,387,280		120,899,720
第2項 貸付債権活用事業費	292,507,000	282,506,944		10,000,056
歳出合計	535,794,000	404,894,224		130,899,776

歳入歳出差引残額 2,404,311,118円

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 災害救助事業収入	1,735,465,000	1,735,600,752	135,752
第1項 国庫支出金	15,645,000	15,645,027	27
第2項 財産収入	93,000	92,019	△ 981
第3項 繰入金	1,260,654,000	1,265,015,827	4,361,827
第4項 諸収入	115,556,000	115,695,505	139,505
第5項 県債	293,000,000	293,000,000	
第6項 分担金及び負担金	31,114,000	26,749,465	△ 4,364,535
第7項 繰越金	19,303,000	19,302,909	△ 91
第8項 寄附金	100,000	100,000	
歳入合計	1,735,465,000	1,735,600,752	135,752

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	1,735,465,000	1,601,171,217	122,474,000	11,819,783
第1項 災害救助費	742,210,000	611,223,313	122,474,000	8,512,687
第2項 基金積立金	450,870,000	450,868,700		1,300
第3項 県債費	404,342,000	401,036,204		3,305,796
第4項 繰出金	138,043,000	138,043,000		
歳出合計	1,735,465,000	1,601,171,217	122,474,000	11,819,783

歳入歳出差引残額 134,429,535円

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 国民健康保険事業収入	190,393,411,000	195,326,311,495	4,932,900,495
第1項 分担金及び負担金	53,352,152,000	53,352,152,461	461
第2項 国庫支出金	50,279,082,000	54,752,226,764	4,473,144,764
第3項 財産収入	317,000	325,969	8,969
第4項 繰入金	10,902,674,000	10,902,674,000	
第5項 諸収入	74,772,383,000	75,232,129,347	459,746,347
第6項 繰越金	1,086,803,000	1,086,802,954	△ 46
歳入合計	190,393,411,000	195,326,311,495	4,932,900,495

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 国民健康保険事業費	190,393,411,000	187,001,259,520		3,392,151,480
第1項 総務費	3,935,000	3,678,851		256,149
第2項 事業費	188,986,157,000	185,594,263,589		3,391,893,411
第3項 基金積立金	317,000	316,485		515
第4項 諸支出金	1,403,002,000	1,403,000,595		1,405
歳出合計	190,393,411,000	187,001,259,520		3,392,151,480

歳入歳出差引残額 8,325,051,975円

令和2年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	335,045,000	398,717,490	63,672,490
第1項 繰入金	2,425,000	2,425,000	
第2項 諸収入	232,771,000	262,229,520	29,458,520
第3項 繰越金	99,849,000	134,062,970	34,213,970
歳入合計	335,045,000	398,717,490	63,672,490

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	335,045,000	212,795,386		122,249,614
第1項 貸付事業費	335,045,000	212,795,386		122,249,614
歳出合計	335,045,000	212,795,386		122,249,614

歳入歳出差引残額 185,922,104円

令和2年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	9,593,000	9,580,464	△ 12,536
第1項 財産収入	34,000	32,464	△ 1,536
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	9,548,000	9,548,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	9,593,000	9,580,464	△ 12,536

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	9,593,000	9,580,464		12,536
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	9,582,000	9,580,464		1,536
歳出合計	9,593,000	9,580,464		12,536

歳入歳出差引残額 0円

令和2年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	631,386,000	850,114,900	218,728,900
第1項 繰入金	30,966,000	30,966,000	
第2項 諸収入	286,899,000	313,449,688	26,550,688
第3項 県債	171,757,000	143,821,000	△ 27,936,000
第4項 繰越金	141,764,000	361,878,212	220,114,212
歳入合計	631,386,000	850,114,900	218,728,900

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	631,386,000	559,161,584		72,224,416
第1項 貸付事業費	317,016,000	255,974,166		61,041,834
第2項 県債費	187,271,000	179,360,853		7,910,147
第3項 繰出金	127,099,000	123,826,565		3,272,435
歳出合計	631,386,000	559,161,584		72,224,416

歳入歳出差引残額 290,953,316円

令和2年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	81,542,000	490,511,992	408,969,992
第1項 諸収入	70,000	17,859,930	17,789,930
第2項 繰越金	81,472,000	472,652,062	391,180,062
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	128,871,000	104,490,068	△ 24,380,932
第1項 諸収入	71,000,000	56,000,000	△ 15,000,000
第2項 県債	43,000,000	28,000,000	△ 15,000,000
第3項 繰越金	14,871,000	20,490,068	5,619,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	212,513,000	613,002,060	400,489,060

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	81,492,000	152,471		81,339,529
第1項 貸付事業費	81,492,000	152,471		81,339,529
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	114,000,000	84,000,000		30,000,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	56,000,000		30,000,000
第2項 県債費	28,000,000	28,000,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	212,513,000	84,152,471		128,360,529

歳入歳出差引残額 528,849,589円

令和2年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	110,962,000	377,517,758	266,555,758
第1項 繰入金			
第2項 諸収入	61,000	12,593,526	12,532,526
第3項 繰越金	110,901,000	364,924,232	254,023,232
歳入合計	110,962,000	377,517,758	266,555,758

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	110,912,000	50,169,261		60,742,739
第1項 貸付事業費	94,212,000	33,469,261		60,742,739
第2項 繰出金	16,700,000	16,700,000		
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
歳出合計	110,962,000	50,169,261		60,792,739

歳入歳出差引残額 327,348,497円

令和2年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	166,008,000	156,503,439	△ 9,504,561
第1項 国庫支出金	59,903,000	46,713,471	△ 13,189,529
第2項 財産収入	11,225,000	11,329,573	104,573
第3項 繰入金	86,414,000	86,414,000	
第4項 県債			
第5項 繰越金	8,466,000	12,046,395	3,580,395
歳入合計	166,008,000	156,503,439	△ 9,504,561

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	165,008,000	147,080,626	16,302,000	1,625,374
第1項 事業費	78,594,000	60,666,979	16,302,000	1,625,021
第2項 県債費	62,414,000	62,413,647		353
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	166,008,000	147,080,626	16,302,000	2,625,374

歳入歳出差引残額 9,422,813円

令和2年度新潟県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 用地先行取得事業収入	436,152,000	436,150,278	△ 1,722
第1項 財産収入	305,000,000	305,000,000	
第2項 繰越金	151,000	149,969	△ 1,031
第3項 諸収入	1,000	309	△ 691
第4項 県債	131,000,000	131,000,000	
歳入合計	436,152,000	436,150,278	△ 1,722

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 用地先行取得事業費	436,083,000	436,082,034		966
第1項 県債費	305,000,000	305,000,000		
第2項 事業費	131,083,000	131,082,034		966
第2款 予備費	69,000			69,000
第1項 予備費	69,000			69,000
歳出合計	436,152,000	436,082,034		69,966

歳入歳出差引残額

68,244円

令和2年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	183,715,000	183,714,463	△ 537
第1項 財産収入	181,800,000	181,799,463	△ 537
第2項 繰入金	1,915,000	1,915,000	
歳入合計	183,715,000	183,714,463	△ 537

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	183,715,000	183,714,463		537
第1項 事業費	1,915,000	1,915,000		
第2項 繰出金	181,800,000	181,799,463		537
歳出合計	183,715,000	183,714,463		537

歳入歳出差引残額

0円

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 港湾整備事業収入	3,028,835,000	2,958,273,628	△ 70,561,372
第1項 使用料及び手数料	1,118,966,000	1,143,826,723	24,860,723
第2項 国庫支出金	6,000,000	5,998,666	△ 1,334
第3項 財産収入	200,865,000	200,909,762	44,762
第4項 繰入金	260,420,000	260,420,000	
第5項 諸収入	34,607,000	34,445,227	△ 161,773
第6項 県債	1,292,304,000	1,197,000,000	△ 95,304,000
第7項 繰越金	115,673,000	115,673,250	250
歳入合計	3,028,835,000	2,958,273,628	△ 70,561,372

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 港湾整備事業費	3,028,682,000	2,702,851,362	176,570,000	149,260,638
第1項 事業費	1,489,612,000	1,163,794,775	176,570,000	149,247,225
第2項 県債費	1,539,070,000	1,539,056,587		13,413
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
歳出合計	3,028,835,000	2,702,851,362	176,570,000	149,413,638

歳入歳出差引残額

255,422,266円

2 監査委員の審査意見

審査の結果

令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものとして認めた。

審査の意見

令和2年度一般会計決算額は、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応のための制度融資に係る貸付金収入増による諸収入の増や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増による国庫支出金の増加等により前年度比12.5パーセント増の1兆3,777億9,602万円となり、歳出では、新型コロナウイルス感染症対応のため金融的経費及び補助費等が増加し、前年度比11.9パーセント増の1兆3,609億4,751万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、財源対策的基金及び県債管理基金（公債費調整分）を53億1,659万円取り崩した上で13億9,580万円の黒字となっている。

実質単年度収支は、前年度の312億2,097万円の黒字から51億2,665万円の赤字に転じている。

令和元年度は、財源対策的基金の整理統合の影響を除くと、75億5,548万円の赤字となっており、これとの比較では赤字幅が縮小している。

また、令和2年度における13の特別会計決算額は、県債管理特別会計の決算額の減少や流域下水道事業特別会計の公営企業会計への移行などにより、歳入合計額で前年度比6.4パーセント減の4,198億735万円、歳出合計額では前年度比8.1パーセント減の4,073億4,557万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は94.7パーセントで前年度に比べ1.2ポイント減少し改善した一方、実質公債費比率については17.2パーセントと前年度に比べ0.6ポイント増加し、悪化している。

一般会計県債残高は、2兆4,450億円で前年度比94億円増加しており、県民1人当たりの県債残高は111万9千円で前年度比1万5千円増加している。

臨時財政対策債を除いた県債残高は、1兆7,475億円で前年度比99億円増加しており、県民1人当たりの県債残高は80万円で前年度比1万3千円増加している。

財源対策的基金残高は、58億円減少し323億円となっている。

県が令和3年9月に公表した「中期財政収支見通し(仮試算)」によれば、財源対策的基金は大規模災害等に備えるための230億円を令和8年度まで確保しつつ、令和4年度及び令和5年度には各年度基金の積戻し50億円を見込んだ上で収支均衡を達成することができるとの見通しが示されており、「新潟県行財政改革行動計画」に基づく歳出歳入改革の取組の成果がうかがわれるところである。しかしながら、職員給与の臨時的削減の終了による令和6年度の人件費の増加や令和13年度をピークに公債費の実負担の増加が見込まれることから、本県財政は依然として憂慮すべき状況にある。

こうした中、国内経済の動向を見ると、内閣府の月例経済報告によれば、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっているとされている。一方、「新潟県の経済動向」によれば、県内経済は新型コロナウイルス感染拡大による影響などから、一部で依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しつつあるとされている。しかしながら、感染症が県内経済に与える影響は不透明で、県税収入の減少も懸念されるところであり、本県の財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあるといえる。

以上のことから、「新潟県行財政改革行動計画」に基づき、引き続き歳出歳入改革の取組を着実に進め、事業効果の検証を確実に行之、経済性、効率性、有効性にも配慮しながら適切に予算を執行し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等にも留意しつつ、持続可能で安定的な財政運営に努められたい。

また、県民の生命・財産を守り、活力ある新潟県を実現するために、次の事項について十分留意しながら、県民目線に立った行政の運営を進められたい。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 医療分野における対応

令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の国内初の感染例が確認され、今なお県内でも感染が続いている。この間、国や市町村と緊密に連携を図りながら、検査体制の強化、新型コロナウイルス感染症対応病床の確保と医療調整の一元化など感染拡大防止に努め、県民の理解や医療機関等の協力のもと全国的に見て感染者数を抑制していることについては、県の役割を積極的に果たしたものと評価している。

今後も感染の拡大が懸念されるため、引き続き、検査体制の強化や医療提供体制の整備など万全の対応に努められたい。

限られた医療資源の中、医療の質を確保していくため、新型コロナウイルス感染症への対応と並行して、医療機能の役割分担や集約化など医療再編の議論が進められているところである。新型コロナウイルス感染症対応の知見や経験を踏まえ、新興感染症への対応を含めた、地域における適切な医療提供体制が確保されるよう検討を進め

られたい。

(2) 産業分野における対応

新型コロナウイルス感染拡大により、県内で幅広く経済活動が落ち込む中、令和2年度は各種支援金や制度融資などにより事業者の当面の資金繰りを下支えし、事業継続や雇用の維持に努めるとともに、県産農林水産物の需要の変化などについても、関係者と連携しながら消費及び販路の拡大に取り組んできたところである。

引き続き、経済状況を見極めながらセーフティネット対策に万全を期すとともに、飲食店、宿泊施設やそれらの関連業者、公共交通などにおける感染防止対策の取組について利用者の安心感につながる積極的な支援や情報発信に努め、感染状況を注視しながら消費喚起・需要拡大の取組を一層推進されたい。

(3) 教育、スポーツ・文化活動における対応

教育分野では、学習を始めとして、部活動や学校行事などの面で多くの影響が生じたが、感染防止に配慮しながら様々な取組を行い、学校教育活動を継続してきたところである。今後も、児童生徒の学びの保障に向けて、ICT活用によるオンライン授業等の取組やそのための教員の指導力向上などに努められたい。

スポーツ・文化分野でも、イベントの中止や観客数制限など様々な影響が生じたが、スポーツ・文化活動の灯を絶やさないう、また、再び活動を盛り上げていけるよう、関係団体への支援や情報発信などに取り組んできたところである。今後も、感染状況を注視しながら、県民が安全にスポーツや文化に親しむことができるよう、イベント再開・継続への後押し、県民への活動の周知など必要な取組に努められたい。

2 人口減少問題への対応と活力ある地域の創出

本県はこれまで、自然減や社会減を抑制するための様々な取組を進めてきたが、本県の総人口は令和2年においても前年から2万人減少しており、人口減少に歯止めがかかっていない現状にある。

こうした中、若者の転出が社会減の大きな要因となっており、特に男性よりも女性の転出超過が多くなっていることなどを踏まえ、これまで様々な取組がなされてきたところである。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワークやサテライトオフィスなどの導入・定着が進み始めたことにより、社会経済活動、ライフスタイルや働き方に変化が見られ、人や企業の地方分散の流れが生じつつあり、地方移住への関心がさらに高まっている。

こうした新たな動きを契機と捉え、人や企業を呼び込むため、多様なニーズに応じた魅力ある働く場の確保や、若者にとって魅力的なIT企業の集積の促進、結婚支援、妊娠・出産や子育て環境の充実などに一層取り組まれない。

また、これまでのU・Iターンの3つの相談窓口を一本化し、令和3年度から新たに設置した「にいがた暮らし・しごと支援センター」の認知度向上や有効活用を図り、利用者のニーズや移住検討段階に合わせた対応を行うとともに、オンラインを活用した戦略的な情報発信により、本県へのU・Iターンを一層促進されたい。

加えて、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会を見据え、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会経済活動の変化を本県経済の成長に取り込んでいくことが重要である。また、人口減少や活力・競争力の低下といった課題に直面する本県においては、地域の魅力を育み、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくことも重要である。デジタルトランスフォーメーション(DX)や脱炭素化の取組は、地域の課題解決や魅力向上につながるものと期待されていることから、市町村や民間企業等と連携しながら積極的に取り組まれない。

3 県民の命と暮らしを守る防災減災対策

近年多発する自然災害に対し、令和2年度末までに取り組んだ国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」関連事業により、河川、砂防、道路などの重要インフラ等の機能維持が図られ、県民にもその効果について理解が図られてきているところである。

今後も対策が必要な箇所が多数存在するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」など財政的に有利な財源を活用し、災害リスクの高い箇所を優先し対策を継続されたい。あわせて、取組の成果を更に積極的に発信されたい。

また、県内において地域の守り手として防災減災に対応する建設業許可業者数及び建設業就業者数が減少する中、将来の担い手確保は重要な課題である。このため、若年者に対して建設産業の果たしている役割のほか、建設産業がICT化や働き方改革などに積極的に取り組んでいる姿などを効果的に伝えるよう取り組まれない。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応などにより長時間時間外勤務職員が増加していることから、時間外勤務の上限等について法令を順守するとともに、職員の健康管理に十分配慮されたい。また、教員においても、依然として部活動等の要因により多忙な現状があるため、その解消に向けて引き続き取り組まれない。

あわせて、行政のDXによる業務の効率化や業務プロセスの見直しなど、デジタル化

社会に対応した働き方改革を推進するとともに、職員がやりがいを感じ、力を発揮することができる環境づくりを引き続き進められたい。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、公文書管理システム用コンピュータの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

公文書管理システム用コンピュータ 251台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和4年2月7日（月） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和4年2月8日（火） 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和4年1月12日（水）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和4年1月26日（水）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Computer for government document management system [251] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Wed.) January 26, 2022

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. (Tue.) February 8, 2022

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、災害時緊急備蓄物資「蓄電池」及び「ガソリン発電機」の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア 災害時緊急備蓄物資「蓄電池720Wh」	714台
イ 災害時緊急備蓄物資「蓄電池1,200Wh」	155台
ウ ガソリン&カセットボンベ2WAY式発電機(1.0kVA以上)	217台
ガソリン発電機(1.8kVA以上)	37台
" (2.8kVA以上)	56台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日(木)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、上記(1)ア～ウの件名ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記(1)ア～ウの件名ごとに、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和4年2月7日(月) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和4年2月8日(火) 午後2時30分
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和4年1月11日（火）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和4年1月28日（金）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

- (10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

- (11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1. Rechargeable battery 720Wh: [714] units
2. Rechargeable battery 1,200Wh: [155] units
3. Gasoline & cassette cylinder dual fuel generator (1.0kVA or more): [217] units
Gasoline generators (1.8kVA or more): [37] units
Gasoline generators (2.8kVA or more): [56] units

- (2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Fri.) January 28, 2022

- (3) Date of bid opening:

2:30P.M. (Tue.) February 8, 2022

- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(出納事務の委任等)</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定納付受託者)</p> <p>第9条の2 病院局長は、収入の納付に関する事務（次項において「<u>納付事務</u>」という。）を受託させるため自治法第231条の2の3第1項に規定する<u>指定納付受託者</u>を指定することができる。</p> <p>2 前項の<u>指定納付受託者</u>の指定にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を指定しなければならない。</p> <p>(1) 納入義務者から受託した<u>納付事務</u>を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定納付受託者による納付)</p> <p>第39条の2 自治法第231条の2の2の規定により納入義務者が収入を納付する場合において、企業出納員は当該収入の納入期限にかかわらず、<u>指定受託納付者</u></p>	<p style="text-align: center;">(出納事務の委任等)</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p><u>(9) 自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付（以下「指定代理納付」という。）を承認すること。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定代理納付者)</p> <p>第9条の2 病院局長は、収入の納付について代理納付させるため自治法第231条の2第6項に規定する<u>指定代理納付者</u>を指定することができる。</p> <p>2 前項の<u>指定代理納付者</u>の指定にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を指定しなければならない。</p> <p>(1) 納入義務者に代わって収入を納付する事務（次号において「<u>納付事務</u>」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定代理納付)</p> <p>第39条の2 <u>企業出納員は、納入義務者から、病院局長が指定する指定代理納付者が交付し又は付与する証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し</u></p>

からの納付について納付期限を指定するものとする。

- 2 指定納付受託者が納付期限までに当該収入を納付したときは、当該委託を受けた日に遡って当該収入が納付されたものとみなす。

別表第6 (第30条関係)

収入の区分		調定の時期	納入通知		納入期限
収納の有無	内容		時期	方法	
収入の原因となる事実の発生した日中に収納された収入(指定納付受託者による納付の場合を含む。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	
	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)			(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

又は通知して、指定代理納付者による収入の代理納付の申出があったときは、これを承認し、当該指定代理納付者に収入を代理納付させることができる。この場合において、企業出納員は当該収入の納入期限にかかわらず、代理納付期限を指定することができる。

- 2 前項の場合において、当該指定代理納付者が代理納付期限までに当該収入を納付したときは、同項の承認のあったときに当該収入が納付されたものとみなす。

別表第6 (第30条関係)

収入の区分		調定の時期	納入通知		納入期限
収納の有無	内容		時期	方法	
収入の原因となる事実の発生した日中に収納された収入(指定代理納付を承認した場合を含む。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	
	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)			(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に改正前の新潟県病院局財務規程第9条の2の規定による指定を受けている者に対するこの規程の適用については、令和4年3月31日までの間は、

なお従前の例による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、モバイルスコープの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年12月28日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

モバイルスコープ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年1月11日（火）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ビデオシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年12月28日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
ビデオシステム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和4年3月31日(木)

- (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年1月11日(火) 午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第16号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新発田市	(略) 介護老人保健施設 二王子 介護医療院 豊浦壺 番館	(略) 新発田市虎丸452 <u>新発田市荒川甲1 611番地8</u>	新発田市	(略) 介護老人保健施設 二王子	(略) 新発田市虎丸452
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第17号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市中央区	(略) 新潟南病院	(略) 新潟市中央区鳥 屋野2007番地6	新潟市中央区	(略) 新潟南病院	(略) 新潟市中央区女 池神明1丁目7— 1
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
新潟市南区	(略) 白根大通病院	(略) 新潟市南区大通 黄金4丁目14番 地2	新潟市南区	(略) 白根大通病院	(略) 新潟市南区鷺ノ木 新田字曾根5175
	介護老人保健施 設 白根ヴィラガ ーデン	新潟市南区大通 黄金7丁目10番 地2		介護老人保健施 設 白根ヴィラガ ーデン	新潟市南区上塩 俵1867
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
佐渡市	(略) 介護老人保健施 設 すこやか両津	(略) 佐渡市春日1137 —4	佐渡市	(略) 介護老人保健施 設 すこやか両津	(略) 佐渡市加茂歌代 137—4
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
上越市	(略) 特別養護老人ホー ム 悠久の里	(略) 上越市とよば186 番地	上越市	(略) 特別養護老人ホー ム 悠久の里	(略) 上越市大字樋場 10
	(略) 介護付有料老人 ホーム ツクイ・ サンシャイン上越	(略) 上越市五智2丁 目1—1		(略) 介護付有料老人 ホーム ザ・サン シャイン上越	(略) 上越市五智2丁目 1—1
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
五泉市	(略) 特別養護老人ホー ム うずらはし	(略) 五泉市橋田丙497 —2	五泉市	(略) 特別養護老人ホー ム うずらはし	(略) 五泉市橋田丙515 —2
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく令和4年目標増殖量について（公告）

第五種共同漁業権に基づく令和4年目標増殖量を次のとおり定めた。

令和3年12月28日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 藤田利昭

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第1号	大川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	200kg	大川
		う ぐ い	産卵場造成	90㎡	
		い わ な	放 流	2,500尾	
		や ま め	放 流	2,500尾	
		もくずがに	放 流	20kg	
内共第2号	大川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	130kg	勝木川
		う ぐ い	産卵場造成	90㎡	
		い わ な	放 流	1,950尾	
内共第3号	三面川鮭産漁業協同組合	あ ゆ	放 流	2,220kg	三面川
		こ い	放 流	90kg	
		ふ な	放 流	90kg	
		う ぐ い	産卵場造成	140㎡	
		い わ な	放 流	46,100尾	
		や ま め	放 流	46,100尾	
		さくらます	放 流	547,000尾	
わかさぎ	人工ふ化放流	9,220尾			
内共第4号	荒川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	1,520kg	荒川
		こ い	放 流	280kg	
		ふ な	放 流	140kg	
		う ぐ い	産卵場造成	130㎡	
		う な ぎ	放 流	20kg	
		か じ か	産卵場造成	170㎡	
		か じ か	放 流	42,200尾	
		い わ な	放 流	8,400尾	
		や ま め	放 流	13,100尾	
		さくらます	放 流	390,300尾	
		もくずがに	放 流	90kg	
内共第5号	胎内川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	160kg	
		こ い	放 流	30kg	
		ふ な	放 流	10kg	
		う ぐ い	産卵場造成	70㎡	
		か じ か	産卵場造成	70㎡	
		か じ か	放 流	2,100尾	
		に じ ま す	放 流	110kg	
		い わ な	放 流	15,000尾	
		や ま め	放 流	22,600尾	
さくらます	放 流	100,000尾			
内共第6号	加治川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	420kg	加治川

		こい ふな うぐい いわな やまめ さくらます	放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流	120kg 120kg 70㎡ 6,880尾 10,320尾 166,090尾	加治川：平成28 年の放流不足 分の221,400尾 を8ヵ年かけて 放流。令和2年 より27,680尾を 追加放流。
内共第7号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こい ふな	放流 放流	— 270kg	福島潟ほか KHV発生水域で あるため、コイ の種苗放流を実 施しない。
内共第8号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ かじか もくずがに	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流	850kg — 250kg 20㎡ 200kg 15,930尾 17,360尾 3,080尾 70kg	阿賀野川 KHV発生水域で あるため、コイ の種苗放流を実 施しない。
内共第9号	鳥屋野潟漁業協同組合	こい ふな	放流 放流	— 70kg	鳥屋野潟 KHV発生水域で あるため、コイ の種苗放流を実 施しない。
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか5漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい うぐい うなぎ かじか かじか にじます いわな やまめ もくずがに	放流 放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流	5,030kg 2,320kg 1,870kg 450㎡ 210千粒 120kg 30㎡ 53,460尾 200kg 155,670尾 134,400尾 80kg	信濃川ほか
内共第13号	魚沼漁業協同組合	こい ふな うぐい わかさぎ にじます いわな やまめ	放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流 放流	110kg 80kg 30㎡ 8,500千粒 500kg 12,600尾 15,100尾	北ノ又川 恋ノ岐沢
内共第14号	魚沼漁業協同組合 ほか2漁業協同組合	こい ふな うぐい わかさぎ いわな	放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流	360kg 80kg 30㎡ 973千粒 77,600尾	只見川

		やまめ	放流	54,360尾	
内共第15号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ	放流	20kg	鯖石川
		こい	放流	10kg	
		ふな	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	20m ²	
内共第16号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ	放流	70kg	鵜川
		こい	放流	10kg	
		ふな	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	20m ²	
		いわな	放流	1,600尾	
		やまめ	放流	2,500尾	
内共第17号	関川水系漁業協同組合	あゆ	放流	110kg	関川
		こい	放流	40kg	
		ふな	放流	40kg	
		うぐい	産卵場造成	30m ²	
		にじます	放流	140kg	
		いわな	放流	3,000尾	
		やまめ	放流	3,000尾	
内共第18号	関川水系漁業協同組合 ほか1漁業協同組合	うぐい	産卵場造成	30m ²	関川上流 (県境部)
		にじます	放流	30kg	
		いわな	放流	3,000尾	
		やまめ	放流	1,000尾	
内共第19号	桑取川漁業協同組合	あゆ	放流	50kg	桑取川
		うぐい	産卵場造成	50m ²	
		かじか	放流	1,000尾	
内共第20号	能生内水面漁業協同組合	あゆ	放流	110kg	能生川
		うぐい	産卵場造成	90m ²	
		かじか	放流	4,100尾	
		いわな	放流	10,600尾	
		やまめ	放流	10,600尾	
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	290kg	早川
		うぐい	産卵場造成	140m ²	
		かじか	放流	2,700尾	
		にじます	放流	85kg	
		いわな	放流	9,750尾	
		やまめ	放流	9,500尾	
内共第22号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	290kg	海川
		うぐい	産卵場造成	140m ²	
		かじか	放流	2,700尾	
		にじます	放流	85kg	
		いわな	放流	9,750尾	
		やまめ	放流	9,500尾	
内共第23号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	540kg	姫川
		うぐい	産卵場造成	180m ²	
		かじか	放流	2,700尾	
		にじます	放流	140kg	
		いわな	放流	19,360尾	
		やまめ	放流	17,270尾	
内共第25号	羽茂川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	100kg	羽茂川
		うぐい	産卵場造成	30m ²	

		い わ な や ま め	放 流 放 流	3,880尾 6,400尾	
計		あ ゆ こ い	放 流 放 流	12,110kg 3,510kg	
		ふ な う ぐ い	放 流 産卵場造成	3,150kg 1,850㎡	
		う ぐ い う な ぎ	人工ふ化放流 放 流	210千瓩 150kg	
		わ か さ ぎ か じ か	人工ふ化放流 産卵場造成	18,693千瓩 270㎡	
		か じ か に じ ま す	放 流 放 流	114,040尾 1,490kg	
		い わ な や ま め	放 流 放 流	403,570尾 377,560尾	
		さ くら ま す も く ず が に	放 流 放 流	1,203,390尾 260kg	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	信濃川漁業協同組合	こ い	放 流	640kg	信濃川
		ふ な	放 流	330kg	
		も く ず が に	放 流	80kg	
	加茂川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	170kg	加茂川
		こ い	放 流	80kg	
		ふ な	放 流	260kg	
		う ぐ い	産卵場造成	190㎡	
		い わ な	放 流	2,200尾	
		や ま め	放 流	3,100尾	
		か じ か	産卵場造成	30㎡	
	五十嵐川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	190kg	五十嵐川
		こ い	放 流	10kg	
		う ぐ い	人工ふ化放流	170千瓩	
		か じ か	放 流	900尾	
		い わ な や ま め	放 流 放 流	1,000尾 1,900尾	
	刈谷田川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	10kg	刈谷田川
		こ い	放 流	50kg	
		ふ な	放 流	10kg	
		う ぐ い	産卵場造成	50㎡	
		に じ ま す	放 流	30kg	
		い わ な	放 流	9,000尾	
		や ま め	放 流	4,500尾	
	魚沼漁業協同組合	あ ゆ	放 流	4,440kg	魚野川
		こ い	放 流	1,470kg	
ふ な		放 流	1,210kg		
う ぐ い		産卵場造成	200㎡		
う な ぎ		放 流	110kg		
か じ か		放 流	48,070尾		
に じ ま す い わ な		放 流 放 流	90kg 122,870尾		

		やまめ	放 流	96,000尾	
	中魚沼漁業協同組合	あゆ	放 流	220kg	清津川
		こい	放 流	70kg	
		ふな	放 流	60kg	
		うぐい	産卵場造成	10m ²	
		うぐい	人工ふ化放流	40千粒	
		うなぎ	放 流	10kg	
		かじか	放 流	4,300尾	
		にじます	放 流	80kg	
		いわな	放 流	20,600尾	
		やまめ	放 流	28,900尾	
	計	あゆ	放 流	5,030kg	
		こい	放 流	2,320kg	
		ふな	放 流	1,870kg	
		うぐい	産卵場造成	450m ²	
		うぐい	人工ふ化放流	210千粒	
		うなぎ	放 流	120kg	
		かじか	産卵場造成	30m ²	
		かじか	放 流	53,460尾	
		にじます	放 流	200kg	
		いわな	放 流	155,670尾	
		やまめ	放 流	134,400尾	
		もくずがに	放 流	80kg	

内共第14号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第14号	魚沼漁業協同組合	こい	放 流	110kg	只見川
		ふな	放 流	80kg	
		うぐい	産卵場造成	30m ²	
		わかさぎ	人工ふ化放流	973千粒	
		いわな	放 流	12,600尾	
		やまめ	放 流	12,360尾	
	檜枝岐村漁業協同組合	いわな	放 流	65,000尾	只見川
		やまめ	放 流	42,000尾	
	伊北地区非出資漁業協同組合	計	こい	放 流	360kg
ふな			放 流	80kg	
うぐい			産卵場造成	30m ²	
わかさぎ			人工ふ化放流	973千粒	
いわな			放 流	77,600尾	
やまめ			放 流	54,360尾	